

平成 20 年 12 月 12 日

各 位

札幌市北区北 9 条西 3 丁目 7 番地
会 社 名 株式会社 土屋ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 土屋 昌三
(コード番号 1840 東証第 2 部・札証)
問 合 せ 先 責任者役職名 経営企画 G マネジャー
氏 名 小田 徹
電 話 番 号 011-717-5556

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 12 月 12 日開催の取締役会において、平成 21 年 1 月 27 日開催予定の定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）」（以下、「決済合理化法」という。）が平成21年1月5日に施行されることに伴い、上場会社は株券電子化に一斉移行いたします。ついては、当社の定款のうち株券発行を規定する第7条および第9条第2項を削除し、決済合理化法の施行とともに「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことから、当社定款第11条第3項中の「（実質株主名簿を含む。以下同じ。）」および第15条中の「（実質株主を含む。以下同じ。）」の定義規定は無効な定めとなりますので削除いたします。また、第11条中の「株券喪失登録簿」の規定は附則へ移設いたします。あわせて、条数の繰り上げ等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

取締役会決議日：平成20年12月12日

定時株主総会開催日：平成21年1月27日（予定）

効力発生日：平成21年1月27日（予定）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
<p>(第5条より移設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第二章 株式</p> <p>(機関) 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>	<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>(公告の方法) 第5条 (条文省略)</p> <p>(第4条へ移設)</p> <p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、<u>市場取引等により</u>自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="225 315 785 434"><u>2 当社は、単元未満株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p data-bbox="240 490 424 517">(株式取扱規程)</p> <p data-bbox="225 533 785 651">第<u>10</u>条 当社の株式に関する<u>手続き</u>及びその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p data-bbox="240 707 451 734">(株主名簿管理人)</p> <p data-bbox="225 750 785 777">第<u>11</u>条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p data-bbox="225 792 785 869">2 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="225 884 785 1128">3 当社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</p> <p data-bbox="225 1187 440 1214">第三章 株主総会</p> <p data-bbox="240 1274 451 1301">(株主総会の招集)</p> <p data-bbox="225 1317 785 1435">第<u>12</u>条 当社の定時株主総会は、毎年1月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p data-bbox="240 1491 531 1518">(定時株主総会の基準日)</p> <p data-bbox="225 1534 785 1610">第<u>13</u>条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。</p> <p data-bbox="240 1666 477 1693">(招集権者及び議長)</p> <p data-bbox="225 1709 785 1785">第<u>14</u>条 当社の株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="225 1800 785 1919">2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p data-bbox="825 315 900 342">(削除)</p> <p data-bbox="825 490 1008 517">(株式取扱規程)</p> <p data-bbox="809 533 1369 651">第<u>9</u>条 当社の株式に関する<u>取扱い</u>及びその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p data-bbox="825 707 1035 734">(株主名簿管理人)</p> <p data-bbox="809 750 1369 777">第<u>10</u>条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p data-bbox="809 792 1369 869">2 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="809 884 1369 1084">3 当社の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</p> <p data-bbox="825 1274 1035 1301">(株主総会の招集)</p> <p data-bbox="809 1317 919 1344">第<u>11</u>条</p> <p data-bbox="825 1359 956 1386">(条文省略)</p> <p data-bbox="825 1491 1115 1518">(定時株主総会の基準日)</p> <p data-bbox="809 1534 919 1561">第<u>12</u>条</p> <p data-bbox="825 1576 956 1603">(条文省略)</p> <p data-bbox="825 1666 1062 1693">(招集権者及び議長)</p> <p data-bbox="809 1709 919 1736">第<u>13</u>条</p> <p data-bbox="825 1751 956 1778">(条文省略)</p>

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>第四章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は20名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p>

現行定款	変更案
<p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>3 当社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(第25条より移設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第25条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議により、取締役社長1名のほか、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議を持って行う。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議により、取締役社長1名のほか、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(第19条へ移設)</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等)</p> <p>第26条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第五章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第27条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第28条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 <u>法令または本定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者（以下「補欠監査役」という。）を選任することができる。</u></p> <p>4 <u>補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>5 <u>補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u></p> <p>6 <u>補欠監査役は、法令に定める監査役の員数を欠くことになったときに就任する。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第27条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 <u>補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始のときまでとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(任期) 第29条 当社の監査役の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役及び補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第30条 監査役会は、その決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議方法) 第32条 監査役会の決議方法は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役会規程) 第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等) 第34条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(任期) 第28条 (条文省略)</p> <p>(常勤の監査役) 第29条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(決議方法) 第31条 (条文省略)</p> <p>(監査役会規程) 第32条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第33条 (条文省略)</p>

現行定款	変更案
<p>第六章 会計監査人</p> <p>(選任方法) 第<u>35</u>条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>(任期) 第<u>36</u>条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>第七章 計算</p> <p>(事業年度) 第<u>37</u>条 当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等) 第<u>38</u>条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項においては、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。 2 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第<u>39</u>条 当社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>(選任方法) 第<u>34</u>条 (条文省略)</p> <p>(任期) 第<u>35</u>条 (条文省略)</p> <p>(事業年度) 第<u>36</u>条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当等) 第<u>37</u>条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第<u>38</u>条 (条文省略)</p>

現行定款	変更案
<p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の金銭による剰余金の配当に対しては利息をつけない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社に置いては取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条及び本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</u></p>